

## 經濟環境委員會記錄

1 日 時 令和5年12月12日（火曜日）

開 会	午前10時19分
休 憩	午前10時43分
再 開	午前11時22分
休 憩	午前11時22分
再 開	午前11時26分
休 憩	午前11時31分
再 開	午後 1時38分
閉 会	午後 2時42分

2 場 所 第 3 委 員 会 室

3 出席委員 9人

委員長	久 保 大 憲
副委員長	柏 佳 枝
委 員	藤 田 克 樹
//	織 田 伸 一
//	豊 岡 達 郎
//	吉 田 修
//	舍 川 智 也
//	高 道 秋 彦
//	大 島 満

4 欠席委員 0人

## 5 説明のため出席した者

### 【環境部】

部長	舟崎 文彦
部次長	片山 建
環境センター所長	石黒 健一
参事（廃棄物対策担当）	耕作 優
参事（環境政策課長）	沼崎 益大
参事（環境センター次長・ごみ減量推進担当）	長崎 秀樹
環境保全課長	東 覚
環境センター管理課長	小林 将司
環境センター業務課長	藤根 昇
環境政策課主幹（調整担当）	田口 衛

### 【商工労働部】

部長	山本 貴俊
部次長	長 康博
部次長（コンベンション・薬業物産・観光振興担当）	若松 潤
商工労政課長	柵 伸治
企業立地課長	卜蔵 雄治
コンベンション・薬業物産課長	大釜 嘉徳
観光政策課長	柏木 克仁
公営競技事務所長	山崎 正
職業訓練センター所長	松本 晃司
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商工労政課主幹（調整担当）	桑名 純一

### 【農業委員会事務局】

事務局長	酒井 秀祐
事務局次長	梨木 孝人

## 【農林水産部】

部長	金山 靖
理事（農林水産部次長）	高柳 誠
部次長（技術担当）	前田 剛
農林事務所長	桐溪 修一
地方卸売市場長	堀田 英樹
参事（天湖森再整備担当）	谷崎 友紀
参事（農政企画課長）	三邊 泰弘
参事（農林事務所農地林務課長）	奥田 孝治
農業水産課長	谷井 隆彦
森林政策課長	中島 光輝
農村整備課長	金田 英靖
国営農地再編整備推進室長	笹木 明子
農林事務所農業振興課長	余川 洋成
地方卸売市場次長	水野 智
営農サポートセンター所長	増山 進平
農政企画課主幹（調整担当）	大門 高史

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

議事調査課長	坂口 輝之
議事調査課主査	中村 千里
議事調査課主査	白山 江梨花

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、令和5年12月定例会の経済環境委員会を開会いたします。  
審査に先立ち、委員会記録の署名委員に、藤田委員、大島委員を指名いたします。  
これより、環境部所管分に入ります。  
報告案件として提出されている  
報告第53号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第44号、専決第45号を議題といたします。  
これより、当局の説明を求めます。

環境センター業務課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

舎川委員 このような事故が多いのではないかと思うのですけれども、じんかい収集車での事故は今年度何件あったのか分かりますか。

環境センター業務課長 今年度は、これまでに4件ありました。

舎川委員 例年と比べて多いのか少ないのか、どちらでしょうか。

環境センター業務課長 令和4年度は10件、令和3年度は5件でした。  
ただ、今年度はまだ年度途中であるにもかかわらず4件も起こっており多いと感じておりますので、今後も交通事故等に十分に気をつけるように、職員に指導していきたいと思っております。

舎川委員 事故を全くなくすことは非常に難しいと思います。  
じんかい収集車は後ろもかなり見にくいので、このような物損事故や、今回はなかったですけれども、人身事故につながる可能性があります。前年度は10件、今年度はまだ途中ですが4件ということですよ

が、これから冬の時期に入ってきますので、大きな事故にならないようにと祈るところであります。本当に気をつけるようにと、毎回啓発をしておられるということですが、物損事故も含めて事故のないように改めてお願いしたいと思っております。

環境部長 安全運転管理につきましては、これまでも周知徹底を図っており、また、安全教育も行っております。今ほどのお言葉にもありましたように、事故をなくすことはなかなか厳しいと思っておりますけれども、そうも言われていただけません。今後ともしっかりと安全教育を徹底していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大島委員 部長が発言された後で申し訳ないのですが、事故の内容についてもう少し詳しくお聞きします。専決処分番号44番について、運転手がドアを開けたときに、後方から走行してきた車がそこへぶつかったということによろしいのかどうかと、専決処分番号45番については、じんかい収集車がハンドルを切ったときに左側前方が相手車両にぶつかったということなのかどうか教えてください。

環境センター業務課長 まず専決処分番号44番について、運転席のドアを開けたときに、後方から乗用車が来て、じんかい収集車のドアが相手車両のフロントガラスの左側に当たったという事故になります。専決処分番号45番については、じんかい収集車をバックさせようとハンドルを右に切ったときに、左側前方が相手車両の右側後方のバンパーに当たったものです。

大島委員 専決処分番号44番について、例えば相手がバイクや自転車であれば、もう物損では済まない事故になります。助手席側で確認せずにドアを開けるということはあるのかもしれませんけれども、特に今回の事故においては運転手側ということはよくありません。運転手側のドアを開けて相手車両に当たったこ

とにより、過失割合は9対1となり、少しは相手も悪かったということになるのでしょうかけれども、本当に重大事故につながるような事故だと思っておりますので、先ほど部長がおっしゃったとおり十分に気をつけていただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。  
次に、環境部所管分で、ただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、それでは、事前に私のほうから当局にお尋ねさせていただいた空き地の管理について、当局の説明を求めます。

環境保全課長 空き地の管理について、例えば富山市内にある空き地に雑草が繁茂している場合、何とかならないのかという周辺住民からの苦情が環境保全課に毎年、一定程度寄せられています。  
環境保全課では、連絡があった後、現地調査を行い状態を確かめてから登記簿で所有者を確認し、管理者に対して適正に管理していただくための指導文書を発出しています。  
それとは別に、繁茂した雑草の除去について市から業務を委託するという制度があります。これは市が毎年業者と契約しておりまして、今年度は1平米当たり117円の単価で委託しているものです。管理者から市に雑草除去を委託したいという申出があれば、市から業者に雑草の除去を発注することもあります。

苦情が寄せられる場所は毎年概ね決まっております、新規の苦情は実はそれほど多くなく年間数件ですけれども、毎年一定程度はございます。指導文書を送ってもなかなか対応してくれない管理者が一定程度おり、対応に苦慮しているところであります。

委員長 ただいまの説明について何か質問はありませんか。

大島委員 昔は各地区の自治会が間に入って何とかしてほしいとよく頼まれたのですけれども、最近は市に直接苦情を言ってこられることが多いと考えてよろしいのでしょうか。

環境保全課長 明確な件数の資料を持っているわけではないのですけれども、現在も自治会や町内会長などを通して苦情が入ることは一定程度ありますし、周囲の方から直接入ることもあります。苦情が寄せられるルートごとの件数を集計しているわけではないので何とも言えませんけれども、印象的には昔とそれほど変わらないと思います。自治会や町内会長からの申出は現在も一定程度あります。

大島委員 富山市あき地の雑草除去受託に関する要綱には、市が委託する場合の要件として、管理者が高齢であることや遠方に居住していること、特別の理由があるときと書いてあります。そうでない方も多分いらっしゃると思うのですけれども、そのような場合でも、委託にかかった費用が支払われない可能性はないのでしょうか。

環境保全課長 高齢の方や遠方に居住している方以外でも委託の申請があれば実際に受けております。委託を申し込まれると、こちらから納付書を送りますので、入金を確認されたところから作業を実施しております。

藤田委員 公共施設が建っていた跡地に雑草が繁茂するケースもあります。その場所はほかの部局の所管となっている土地かもしれないのですけれども、このような

空き地に雑草が繁茂することにも対応できるのかなど、環境部としてどのように考えているのかお伺いします。

環境保全課長 公共施設の跡地ということであれば、その施設を所管している部局が適正に管理することが通常であります。雑草を除去している場合もあれば、そうでない場合もあるのかもしれませんけれども、そのような市の土地に雑草が生えているという苦情も年間に何件かありますので、適正に対処するよう所管する部局に伝えております。

藤田委員 環境部としては所管する部局にお願いするということですがけれども、市民からすると自分たちの周りの環境保全に関わる話になりますので、環境部にも積極的に動いていただきたいと思います。所管する部局任せだと、ある程度雑草が伸びてから刈るなどということもあると思いますので、そこはやっぱり富山市の環境をつかさどる部局である環境部に積極的な介入をお願いしたいと思います。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ここで、委員会条例第44条により、私から委員としての発言を行いたいと思いますので、一旦副委員長と交代いたします。

〔委員長と副委員長の交代〕

副委員長 それでは、委員長に代わってしばらく委員長の職務を行います。

久保委員 空き地の除草の話は、議員になると避けては通れない登竜門のようなところがあって、空き地に草が繁茂することにより害虫や、場合によっては野生動物のすみかになるのではないかなど、環境悪化につい



て何とか是正できないのかと地域の方から相談を受けるのです。

環境部に相談に行くと、今、説明していただいたような対応をしていただけます。

一方で、今のところ任意の対応として、地主が迅速に市に依頼をしたり、自ら業者に委託をして草を刈ってくれたりするところもあれば、例えば土地の所有者が分からない、土地の所有者が施設に入っていて意思決定能力がない、もしくはそこまで連絡が行き届かないというケースも散見されるのではないかと思います。

まず現状として、実際に連絡をして管理者の反応が全くなく放置され続けている空き地が増えている実感があるのか、それとも減少しているのか、横ばいなのか、肌感覚としてどうでしょうか。

環境保全課長 市から文書などを送っても何の反応もないケースは、去年は44件、今年は60件で、増えたと言えば増えているし、変わらないと言えばそれほど変わらないのかなと感じております。ただ、ここ数年という短いスパンではなくて、もっと長いスパンで比べると、空き地に対する苦情の件数は昔のほうが多かったと記憶しております。

明確な答えになっているのかどうか分からないのですけれども、そのような状況です。

久保委員 実際に空き地が増えていることは統計からも分かってきているので、空き地が増えれば当然管理できない土地も増えるのではないかとありますが、苦情の件数はほぼ横ばい、若干の増加傾向にあると数字では読み取れます。

地域の地縁組織が弱まってきて、苦情をどこに言ったらいいのかわからないと諦めている方も多くいらっしゃるのではないかと思います。

今後、少子・高齢化により人口減少が進むので、空き地は増えるだろうし、場合によっては苦情も増えていくのではないかと思います。熊などの様々な鳥獣被害に関して市民からの強い要望もありますが、

苦情を言ってこられる方は大変熱量のある方で、窓口では職員が大変苦労しているという話も聞いております。

苦情が増えていくのか減っていくのか、どのようなところに課題があるのか、ぜひ環境部としてアンテナを高く張って継続的に実態把握に努めていただきたいと思います。部長の見解を求めます。

環境部長

先ほど、連絡をしても所有者の反応がない件数について、横ばいもしくは少し増えたという環境保全課長の答弁がありましたけれども、全体としては横ばい傾向ではないかと思っております。

そのような中で、私どもとしてはやはりこの現状をしっかりと把握していくことが大事だと思っておりますので、まずはその数値について過去のものも併せてしっかり見ていきたいと思っております。

久保委員

所有者から反応がなく放置されている空き地は、民地であることから地域の方が入って草刈りをするのもなかなかできないということで、現状ではどうしようもないとお困りのところがあります。

他市の条例を見ると、行政代執行について規定している都市もあると伺っております。今すぐ条例化すべきだとは思わないのですが、これから市民の生活環境を守っていく上で、場合によっては行政代執行という選択肢も一必要があれば議会と情報共有しながら一検討していただければと思っております。これは要望ですので、よろしく願いいたします。

副委員長

それでは、これで私の委員長としての職務は終了しましたので、委員長と代わります。

〔副委員長と委員長の交代〕

委員長

ほかに質問はありませんか。

豊岡委員

富山市の北部校区で、松に線虫が入り込んで水分を吸うことにより松が枯れるという現象が起こってお

ります。

今、富山市エコタウン交流推進センターの入口にも松が1本立っているのですが、そのような現象に対して、所有者である環境部が考えるのか、どのような方針なのか教えていただきたいと思います。

松があることによって、春先に特定の虫が線虫を抱えていろいろなところに飛んで増える可能性もあります。ちょっと目立ち過ぎているので、方針のようなものがあれば教えてください。

環境政策課長 エコタウンの敷地内ではなく、エコタウンの沿道にあったと思うのです。たしか建設部の所管だったと思うのですけれども、また一度確認させていただきたいと思います。

大島委員 今定例会の一般質問で、松井 邦人議員から家庭ごみ有料化の導入について質問がございました。今年の8月に環境省から使用済み紙おむつの再生利用等に関する促進プロジェクトの検討結果の取りまとめ内容が公表されまして、地方自治体を対象としたアンケート結果などいろいろな情報があります。現在、一般廃棄物に占める紙おむつの割合は大体5%ですが、2030年度にはこれが約7%になり、それをリサイクルするのか、そのまま燃やすのかでこれから大きく変わってくると。水分を含むことから重くて燃料費も相当かかるので、家庭ごみの有料化を進めるに当たり、この紙おむつの問題はどうしても避けては通れないのではないかと思います。また論議があるのだと思うのですが、ぜひまた研究していただきますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 要望ですね。

(「はい」と発言する者あり)

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
                      以上で、経済環境委員会環境部所管分を終了いたします。

午前10時43分 休憩

~~~~~

午前11時22分 再開

委員長            経済環境委員会商工労働部所管分に入ります。  
                      商工労働部所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            ないようですので、この程度にとどめます。  
                      以上で、経済環境委員会商工労働部所管分を終了いたします。

午前11時22分 休憩

~~~~~

午前11時26分 再開

委員長            経済環境委員会農業委員会事務局所管分に入ります。  
                      農業委員会事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

大島委員            農業委員の方々にタブレット端末を使って調査をしていただくことで、土地の地番や所有者、耕作者等が分かるようになるということです。  
                      テレビで御覧になったかもしれませんが、例えば70代の耕作者が10年後に80代になったときに、耕作放棄地がこのくらい増えるということを可視化できる時代になりました。富山市でも農業委員会として、そのようなシステムを使って、今後、農地がどのように変わっていくのかある程度分かるようにすることは考えていらっしゃいますか。

農業委員会事務局次長 農業委員会では昨年度、タブレット端末を25台導入いたしました。国が作成している地番図と富山市の地番図に不整合が生じた農地があることから、現在のところまだ農業委員等には配付しておりません。

ただ、農業委員会事務局では地域計画に伴う目標地番図素案作成のための農地利用意向調査にタブレット端末を活用しているところであります。その中で、将来の農地利用として、将来耕作ができなくなる方や、農地を貸したい方、売りたい方の情報も調査しております。

そちらにつきましては、国が提供している農業委員会のサポートシステムに情報を入力して、国が作成している地番図に今後耕作が見込めなくなる農地として表示させることはできると考えております。ただ、テレビで見られた人工衛星を使うなどのシステムについては、今のところ導入することは考えてはおりません。

大島委員 そこまで難しいシステムではないと思います。せっかく入力するのであれば、例えば、現在の耕作者の年齢—農業委員には守秘義務がありますし、個人情報になりますので年代だけでもいいのですけれども—が今後どのように変わっていくのかということも含めて進めていくようなことを考えたほうがいいのではないかと考えております。御検討をお願いいたします。これは要望です。

農業委員会事務局次長 先ほどの答弁で言い忘れた部分がございます。今回の意向調査の結果を入力する際に、耕作者の年代も当然入力しております。

その地番図には、年代のほか、もう農業をしない、辞めたい、あるいは今後拡大したいという意向に関する情報も入れておりますので、その情報を表示させることは可能になっております。

農業委員にもその情報を提供することで、今後、地域で農業を辞めたい方、農地を貸したい方がおられれば、経営規模を拡大する方や新規参入をする方と

マッチングさせていきたいと考えております。

委員長 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会農業委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 11時31分 休憩

~~~~~

午後 1時38分 再開

委員長 経済環境委員会農林水産部所管分の議案の審査を行います。

議案第143号 とやまスローライフ・フィールド  
条例の一部を改正する条例制定の件、

議案第144号 富山市農業集落排水事業の設置等  
に関する条例制定の件、

議案第145号 富山市割山森林公園条例の一部を  
改正する条例制定の件、

議案第148号 富山市猿倉山森林公園の指定管理  
者の指定の件、

議案第150号 財産の無償譲渡の件、

議案第151号 財産の無償貸付の件、

議案第152号 財産の減額貸付の件、

以上7件を一括議題といたします。

これより、順次、当局の説明を求めます。

農政企画課長 〔議案第143号について、  
議案説明資料により説明〕

農業水産課長 〔議案第150号について、  
議案第151号について、  
議案第152号について、  
議案書により説明〕

農村整備課長 〔議案第144号について、  
議案説明資料により説明〕

農林事務所 〔議案第145号について、  
農地林務課長 議案第148号について、  
議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑は、議案説明資料の順に進めます。  
説明と順番が変わるところもありますので注意して  
ください。  
まず、議案説明資料10ページについて質疑はあり  
ませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案説明資料11ページについて質疑はあり  
ませんか。

大島委員 利用料金の改正について、1区画につき1万5,0  
00円を超えない範囲内において、指定管理者が市  
長の承認を受けて定める額とあります。柔軟に対応  
するという意味でしようけれども、原則は1万5,  
000円ということですか。

農政企画課長 物価高騰等も鑑みて上限を1万5,000円として  
おりますが、現在、指定管理者とお話ししている中  
では、長年にわたって土作りなどを行っている利用者  
もおられることから、急に利用料金を上げるのはな  
かなか難しいので、今のところは現行の1万2,5  
70円を維持しつつ、今後、利用者と話しながらど  
うするのか決めていきたいと聞いております。

委員長 次に、議案説明資料12ページについて質疑はあり  
ませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 次に、議案説明資料13ページ、14ページについて質疑はありませんか。

吉田委員 割山森林公園の利用料金の改正について、概ね20%をめどに引上げを考えていると言われましたが、23%程度引き上げている施設もありますし、12%を切っている施設もあります。ただ、現金支払いが多いことから切りのよい金額としたという根拠はあまり説得力がないと私は思います。20%の引上げは決して低いものではありませんが、昨今の物価高騰に鑑みると、ある程度の引上げはやむを得ないと率直に思います。ただ、利用料金を引き上げることで利用者の減少が懸念されますが、その辺についてはどのように考えていらっしゃいますか。

農林事務所  
農地林務課長 利用料金の改定につきましては、指定管理者と意見交換をしながら検討してまいりました。特に燃料費や人件費が非常に高騰しておりまして、指定管理者制度を導入したときから見ると、人件費は40%ほど上がっておりますし、燃料費もここ5年ほどで30%ほど上がっています。また、利用料金については、これまで消費税の増税に伴う改定しか行ってこなかったことや、施設の厳しい運営状況なども踏まえて改定するものです。先ほど根拠が弱いと言われましたけれども、キャンプ場なので、申込み後に窓口へ来て現金で支払われる人がやっぱり多く、先ほどの説明では分かりやすいかと思って例を挙げたのですけれども、現行の5,830円を7,000円など切りのよい料金設定とすることで、お釣りを渡すことが減るなど支払い時の時間短縮を図りたいと考えております。今後も利用者の利便性が向上するような配慮を加えながら運営していきたいと考えております。

吉田委員 これまで消費税の引上げ時以外は利用料金を見直していないという話もありましたが、天湖森がリニューアルする今回のタイミングが1つの機会だと言えます。



地域の人にいろいろ聞いていたら、株式会社ほそいりが運営している楽今日館などの利用料金も上がるのではないかと心配しておられましたけれども、指定管理者からそのような話はあるのですか。

農林事務所  
農地林務課長 楽今日館は所管が違いますので、正確には分かりませんが、今のところは天湖森だけだと聞いております。

大島委員 先ほどお釣りの話が出ましたが、キャッシュレス決済は導入しておられますか。

農林事務所  
農地林務課長 キャッシュレス決済としてP a y P a y を利用できます。

委員長 次に、議案書162ページから167ページについて質疑はありませんか。

大島委員 議案第151号 財産の無償貸付の件、議案第152号 財産の減額貸付の件について、どちらも貸付けの期間が15年間となっていますが、期間が少し長いのではないかと思うのです。例えば5年や10年で更新することは考えられなかったのでしょうか。15年とした根拠を教えてください。

農業水産課長 期間につきましては、公募を行ったときに希望をお聞きしております。この事業者につきましては、今後、自分たちで投資を行い、回収に15年はかかるということでしたので、貸付けの期間を15年としたものです。

大島委員 建物を無償貸与されますが、管理といいますか、例えば壊れるなどしたときにどちらが直すのかなどといった契約はどのようになっているのでしょうか。

農業水産課長 貸付け後の管理は全て相手方の責任で実施してもらうという形になり、市の負担はない予定となっております。

大島委員 温泉設備はこれまでに1回直されておりますが、例えば、15年の間に温泉が出なくなるということはあり得ると思います。その場合、温泉設備関係も全てこの事業者が直すことになるのでしょうか。

農業水産課長 温泉設備につきましては、今年の5月補正で改修のための予算を可決していただきました。今回、事業に参入されるに当たり多くの部品を交換してもらうのですけれども、そのうち6,000万円までは市で負担し、それを超える分については全て事業者の負担になると考えております。

吉田委員 私の地元ですので、何とか再開できることを非常に喜んでいるのですけれども、道はかなり険しいです。今までは指定管理者制度で市から委託料が支払われたので、コロナ禍も何とか乗り切りましたが、事業者に聞いてみますと、1日に200人の利用を目指さないと実際は運営していけないと。地元の皆さんもものすごく不安なのです。そのような点で、源泉ポンプの更新については6,000万円までは市で負担されるとお聞きしました。

私としては、あとは事業者で進めてくださいと突き放すだけでこの事業が本当に成り立つのかという心配があります。しかも、調べたところ、そこまで体力のある事業者ではないのです。そのような点で、あとは知らないということにはならないようにしていただきたいという強い願いを持っています。もちろん地元では、温泉を含めて、自治振興会を挙げて応援しようという機運が高まっています。この間、呉羽地区6校下の自治振興会連合会の研修会で、呉羽地区の皆さんもぜひ盛り上げてくださいと、私も挨拶したのですけれども、地域の協力がなかったら、もうできないのではないかという気がして、私は不安でならないのです。のるか反るかということにならないように、必要なときは可能な範囲で支援をしていただきたいと思いますが、部長の見解を求めます。

農林水産部長 基本的に、公募に対して手を挙げられて、自主事業や商品開発などのすばらしい提案を受けて選定されており、やる気や能力、ノウハウも持っているということも伺っております。募集の際に提示した源泉ポンプ更新等に係る6,000万円の補助金なども活用して進めるという状況の中で、選定する過程で私は意気込みを感じましたので、そこまでは心配しておりません。万が一温泉が出なくなった場合はどのようにしたらいいのかという御質問もありましたので、その善後策についても当然考えておられるのではないかと想像しております。

ただ、指定管理者制度の枠組みはやめて、無償譲渡や無償貸付けという前提で進めていますので、今のところは基本的にまずは事業者頑張ってくださいという願いを持っております。

吉田委員 事業者が地元の人を優先に採用するというところで、今年11月22日に面接を実施されました。池多地区の住民3人が天湖森で働いているのですが、そのうちもう二十何年勤めている職員が採用される方向で話が進んでいるとのことでした。地域でも頑張ろうとしていますので、今後、事業者の相談にも応じていただいでできることがあれば、支援をするという姿勢でいていただきたいと思えます。

農林水産部長 先ほども言いましたけれども、事業者は地元の意見を踏まえて温泉を継続したいという強い信念を持っておられますし、地域の活性化は特に必要だということで、なるべく地元の方を採用しなければいけない、採用しなければやっていけないという話でしたので、そのように進めていると思えます。これからも地域ぐるみで進めていただきたいと思っております。

委員長 ほかに、議案第150号から議案第152号について質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長            それでは、ただいまの議案に関連することで、質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

委員長            ないようですので、これをもって議案の質疑を終結します。  
これより、議案第143号から議案第145号まで、議案第148号、議案第150号から議案第152号まで、以上7件を一括して討論に入ります。  
討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            討論なしと認めます。  
これより、議案第143号から議案第145号まで、議案第148号、議案第150号から議案第152号まで、以上7件を一括して採決いたします。  
各案件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長            御異議なしと認めます。  
よって、各案件は原案可決されました。  
以上で、農林水産部所管分の議案の審査を終了いたします。  
次に、農林水産部所管分で、議案以外に何か質問はありますか。

舎川委員          オーガニックビレッジ宣言についてお聞きします。  
令和6年3月に富山市がオーガニックビレッジ宣言を行うと令和5年3月定例会で市長から答弁をいただきました。有機米や有機エゴマを展開していくということですが、今後オーガニックビレッジ宣言をしていく中で、新規就農者や既存の農業者などが有機農業に参入する際のハードルというか、富山市の認証のようなものは何かあるのでしょうか。

農業水産課長 今ほど舎川委員がおっしゃったとおり、来年3月に市長からオーガニックビレッジ宣言をしていただく予定としております。

まず、市が有機農業をどのように進めていくのかという有機農業実施計画を国に提出し、その計画が承認されて初めてオーガニックビレッジ宣言ができることになるのですけれども、その中で、先ほどおっしゃったように、有機米や有機エゴマを少しずつ増やしていく計画を盛り込む予定としております。

新規で有機農業に参入される方に対する富山市の認証のようなものについては、今のところ特に考えていないのですが、本市では、農林水産大臣が登録した機関から有機JASの認定を受けることによって初めて有機農業と言えると考えております。しかし、新たに参入される方から有機JASの認定を受けなくても有機農業として認めてほしいという声が上がってくれば、今後そのようなことも検討することになるのではないかと考えております。

舎川委員 まだまだこれからというところで、時期尚早の話かもしれませんが、今後、オーガニックビレッジ宣言をして有機農業を拡大していこうという流れになれば、やはりその辺のことも考えていかななくては行けないと。一定のハードルとして有機JASを基準にすることは非常にいいのですけれども、非常に高いハードルでもあるので、既存の農業者による有機農業への参入や、あるいは県外からの参入を求められた場合に、それよりももう少しランクを落とした富山型の有機農業モデルを構築して、富山市のオーガニックビレッジ宣言につなげ、展開していくことは非常によいことではないかと思えます。

令和6年3月に宣言されるということで、日も近いので御提案させていただきました。

今後またお考えがありましたら、いろいろと教えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

吉田委員 富山市公設地方卸売市場について、本定例会の一般

質問で2人の議員が取り上げておられましたが、私からも幾つかお伺いします。

まず、青果部の富山中央青果株式会社の市場の使用料について、年間約3,000万円を減免していたという答弁がございました。私も初めて聞きましたが、いつから減免されたのかまでは説明がありませんでしたので、お聞かせください。

地方卸売市場次長 公設地方卸売市場の青果部の卸に対する減免につきましては平成15年度から行っておりまして、当初は売上高使用料の一部で、16%ぐらい減免していた時期がありました。委員会でも一度御報告はさせていただいたのですけれども、平成19年度に経営がかなり厳しくなったことから財政計画を策定されて、五、六年ほど売上高使用料を100%減免しておりました。それ以降は、売上高使用料の減免率を見直しながら令和5年度まで続けており、昨年度の決算審査でも減免額は年間で約4,000万円弱—今定例会の一般質問で部長は3,000万円と答弁しており、3,000万円台ではあるのですけれども—を減免している旨の発言はしておりました。

吉田委員 平成15年度からということで、すごく前から減免していたということですね。平成19年度に売上高の1,000分の3に当たる売上高使用料を実質なくしたということですか。

地方卸売市場次長 そうです。減免率は見直しておりますが、今も続いています。

吉田委員 それが本年11月1日に、富山中央青果株式会社が石川県の丸果石川中央青果株式会社と資本業務提携を締結して、名前は一緒ですけれども、いわゆる分割法人である富山中央青果株式会社を設立しました。しかし、M&Aといいますか、全て石川県の会社の資本で、名前は富山だけれども、富山の会社ではないという形になっています。そしてこの新会社に対してさらに大幅な減免をすると。

本年11月の新しい会社の設立と同時にさらに2,400万円を減免する方針だと聞きました。ところが、石川県のこの会社の去年の売上が250億円で経営的に非常に安定した会社であると聞いていまして、果たしてさらに減免をする必要があるのかと若干疑問に思うのです。新たに2,400万円を減免してもいいのでしょうか。

地方卸売市場次長 今定例会の本会議で部長から答弁させていただきましたように、これまでは年間約3,000万円の減免をしてきたところ、本年11月から減免額を年間約5,400万円に引き上げるとなると、差引きで新たに2,400万円を減免することになります。古い施設に対して約3,000万円を減免しておりまして、実際の負担額で言いますと、令和4年度ベースで約2,700万円を使用料として負担していただいていた。今回、新しい施設に対する条例上の使用料は8,100万円ほどになりますが、年間の負担を増やさないような形で減免額を評価する措置を取りますので、年間約5,400万円を減免することになります。

吉田委員 古い施設の現在の負担額が2,700万円で、それ以上に負担が増えないように、新しい施設の使用料8,100万円に対して5,400万円を減免するという形を取ったということです。富山市公設地方卸売市場条例第60条で、市長が特別の理由があると認めるときは使用料を減免することができるとあります。これまでの富山中央青果であれば、会社経営が厳しいので一定の配慮が必要かと思うのですけれども、分割会社をつくって財政的に体力のある会社の経営になったにもかかわらず、そこまで減免する必要があるのかと。令和元年度包括外部監査で、使用料減免の基準がなく公平性・客観性が保たれていないと指摘されていることもありますので、今回の減免に本当に合理性、客観性があるのかという点ではやっぱり疑問が残ると私は思うのですが、その点は大丈夫でしょうか。

地方卸売市場次長 委員がおっしゃるとおり、今回、実際に金沢市の卸売業者の子会社が100%株式を取得する形で動いております。

経緯を少しお話しさせていただきますと、当市場の卸売業者自体がこれまでかなり苦しい経営状況にあったことから、公的機関である富山県中小企業活性化協議会に事業再生の支援を求めました。その中で、卸売業を途絶えさせないような手だてとして近隣同業の支援が必要だということで、根幹の支援について当市場の卸のほうからお声がけしたというのが実情でございます。

実際に赤字決算であったため、やはり当面は苦しい状況が続くことに対しては、親会社となる金沢市の卸業者自体がかなり大きな支援をされるとのことですが、本市のさらなる支援が必要であるとの意見がありました。本市としましては、万が一卸売業者が不在になった場合、青果物を持ち込まれる生産者や、市場で買い付けされる仲卸、卸の方などにも大きな影響が出まして、ひいては市民の食生活にも支障を来すということから、支援を続ける方針でございます。

吉田委員 もし、特別な理由に該当するのかもしれないのかという点について、あまりにも行き過ぎだという住民監査請求があったときに耐えられるのかという指摘もありますので、それぐらい大きな事案ではないかという気がしました。答弁はありませんでしたけれども、例えば法的に戦えるのかという点では、法務指導監のアドバイスを受けるなどということも考えていらっしゃるのでしょうか。もしそうなった場合は考えなければいけないと思いますが、部長の見解をお伺いします。

農林水産部長 本会議の答弁で少し触れたのですが、当然私たちも法務指導監に相談しておりますし、富山中央青果も弁護士に確認しながら進めています。

公的機関である富山県中小企業活性化協議会には、中小企業の問題点についてどのように経営改善させ



るのかというアドバイスを行う専門家が常駐しておられ、そちらで富山中央青果は苦しい経営状況の中で自力での再建は難しいのではないかという判断をされましたので、それからいろいろな提携先等を模索し始めたという経緯がございます。全国的にも卸と卸の提携の動きは進んでおり、先が見通せない状況の中で、最終的には、近隣同業である丸果石川中央青果が手を挙げてくださいました。

その話合いでは、このような経営状況の中で、やはり関係する全てのステークホルダーがある程度の支援を行うことでしないと改善には持っていけない部分も若干ありまして、その話の中で提案いただいたのが、使用料を昨年度と同程度の負担に抑えるという支援の要請でありました。そのほかのステークホルダーであります金融機関等についても多大な支援を求められております。これは来年に入らないとまだ正式に決まらない部分もありますし、民間事業者の経営状況でありますので、この場での発言は差し控えますが、卸売事業については、市内、県内の業者を支え、市民の食生活を守るという高い公益性を持つものであります。減免につきましては、市長をはじめ特別職等としっかり検討した上で決定した事項であります。

吉田委員           ほかの事業者からも減免してほしいと求められると大変で、そのような点では慎重に、誰にでも分かるように公平性を確保することは大事です。減免のガイドラインはないのですよね。具体的なものを策定したほうがいいのではないですか。

地方卸売市場次長   包括外部監査で指摘のあった減免の基準については、どうしても個別の事案になりますので、確定はしておりません。今、市全体で公共施設の減免について方針をまとめるために調整しているのですけれども、市場の使用料については一律の減免基準ではなく、事情に合わせて判断を行うものとして分類しているところです。

吉田委員 議会として特別会計については議決権があります。議会に報告したと言われたけれども、これまでの約3,000万円の減免や今後の約5,400万円の減免などは、議会へ報告してほしいという思いがあります。知らない間に決まっていたということにならないように、しっかり報告していただきたいと思います。

大島委員 富山市公設地方卸売市場条例第6条の2の4項4号だったと思うのですが、卸売業務の許可について、資力信用がないものには許可をしてはならないと定められています。今の話を聞くと、ほかの事業で失敗されたこともあるのかもしれませんが、ある意味、そもそも資力信用の疑わしい企業にずっと昔から業務をさせていた市の責任が今回の事業の原点になっていることをよく考えていただきたいと思います。

卸売業者については、青果部は2社まで業務を行えることが条例で規定されていると思うので、何億円もの借金を抱えていてどうにもならなくなっているけれども何とかして立て直さなければいけないと言う前に金沢市の業者に入ってもらうなど、思い切って業者を入れ替える大きなチャンスもありました。今回の再整備でやるべきことをやらなかったツケが回っているのではないかとということを申し上げておきたいと思います。

委員長 吉田委員の質疑では、減免に関して市長の裁量権を行使するに当たっては、当然細心の注意を払い、市民にしっかりと説明ができて、納得していただけるような範囲でなければ後々問題になる可能性があるという指摘をされたと思います。今後、必要なものについては明確化されることや、委員会を通じてタイムリーに議会へ報告することを徹底して進めていただきたいと思います。

ほかに、農林水産部所管分で質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようでしたら、エゴマ栽培の進捗と今後の方向性について、当局の説明を求めます。

農業水産課長 エゴマ栽培の進捗と今後の方向性について、簡単に説明させていただきます。

エゴマ栽培については、富山市が中心となり平成25年にエゴマ栽培研究会を設立し、栽培の研究をしております。その研究結果を踏まえてエゴマ栽培暦を毎年度作成し、農業者にエゴマの作り方を周知してきたこと、令和4年までに機械管理体系や栽培方法が概ね確立されたこと、イノシシ等の獣害に遭いにくいという認識が農業者の間で広がったことから、中山間地域での栽培が徐々に増えております。そのような経過の中で、令和元年にあおば農協でJAあおばえごま・ごま生産部会が設立されまして、令和4年度には、今後、エゴマ栽培を無農薬・無化学肥料栽培に切り替えて進めていきたいという方針が示されました。

次に、エゴマの栽培面積の推移について、平成25年度から令和4年度までを表に載せております。これまでの推移としまして、平成30年に実施された大沢野地域の塩地区での大規模圃場全面作付けが大きな要因ですが、平成30年度の約30.1ヘクタールがこれまでで一番多く作付けされた面積となっております。それからは少しずつ減っているような状況ですけれども、塩地区以外の作付面積につきましては概ね増加傾向にあります。地域別に見ますと、あおば農協管内である塩地区以外の大沢野地域や八尾地域、山田地域において増加傾向がございます。次に、塩地区での大規模圃場の経緯についてですが、塩地区には21.5ヘクタールの大規模圃場があり、耕作放棄地の解消や農業生産の拡大、農村の雇用拡大を目的に、国庫補助を用いた県事業において、平成28年度から平成29年度に圃場整備を行いました。平成29年4月から意欲のある企業に農地の貸付けを行っておりまして、そのうち1社がエゴマの生産を始めております。

令和2年度、令和3年度にはスマート農業実証プロ

ジェクトをエゴマ栽培において実施されており、現状では、圃場内でエゴマを連作すると連作障害が出てきたので、連作障害を防ぐために牧草やジャガイモなどとブロックローテーションをしながらエゴマ栽培を継続していく予定であると聞いております。エゴマ栽培における今後の方向性としては、先ほどオーガニックビレッジの話があったのですが、市としましては有機農業取組拡大推進事業に取り組んでおりまして、今後あおば農協を含めた農協や生産者、県と連携しながら有機JAS認証を取得したエゴマの栽培や有機エゴマを使用したエゴマ油の生産を進め、他産地との差別化や高付加価値化を図りながら生産を拡大していきたいと考えております。

委員長 ただいま説明のありましたことについて、質問はありませんか。

大島委員 資料（２）の表の下の説明に塩地区での大規模圃場全面作付けによる平成３０年度の３，００６．４アールを最高に作付面積は減少しているとありますけれども、塩地区の栽培面積は１，５８２．９アールの間違いではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

農業水産課長 表の一番上にあります１，５８２．９アールが塩地区の栽培面積になっておりまして、一番下の３，００６．４アールが塩地区も含めた富山市全体の面積となっております。上から２行目の１，４２３．５アールが塩地区以外の面積となっております。

大島委員 その表の下に書いてある「大沢野塩地区での大規模ほ場全面作付けによるH30の3,006.4a」という書き方では、塩地区の栽培面積と読めるのですが、いかがでしょうか。

農業水産課長 この数値は塩地区の栽培面積ではなく市全体の栽培面積です。塩地区で全面作付けした平成３０年度が、市として一番大きい栽培面積であったという意味に

なっております。

大島委員  少し分かりづらかったです。  
例えばネパールなどから輸入したエゴマが今も使われているのではないかと思うのですが、有機エゴマや有機エゴマ油にそれらを入れた場合に有機 J A S 認証を取得できるのかどうか教えてください。

農業水産課長  有機 J A S 認証については、当然圃場に対して指定するものになりますので、ネパールから輸入したものについては、有機 J A S 認証は取れないと考えております。

大島委員  そうすると、少しでもネパール産のものを入れると、富山市は有機 J A S 認証を取れないという認識でよろしいですか。

農業水産課長  あおば農協からは、今後は全部有機エゴマで作ることを考えており、ネパール産のものは入ってこないと聞いております。

藤田委員  年度ごとのエゴマの栽培面積が減っているのですけれども、中山間地では、耕作放棄された土地や耕作をやめられた農家の方から引き継いだ土地にエゴマを植えるケースも増えてきていると見受けられ、実際に数字にも表れていると感じております。  
エゴマは、もともと荒地や河原などでも生えてくるような一年草で、有機農業を行っている土壌にばっと植えてばっと取れるので、比較的栽培しやすいものだとして認識しています。  
エゴマを調べていきますと、シソ科である青シソもほとんど同じものであると私は認識しておりまして、取れる油の成分もほぼ似たようなものですが、食味が少し変わります。先日、南魚沼市に視察に行った際に、割烹料理屋で議員の方たちと懇談した後に、締め料理でその土地の自慢のコシヒカリでできたおにぎりが出されたのです。その中でもシソの実がおにぎりに一番合うのだと教えていただきました。

このように、特産品とその土地で作られている特色あるものを合わせて調理されたものを食べたら非常においしかった記憶があります。ぜひこのエゴマだけにこだわらず、同じシソ科である青シソなどと合わせて事業展開できないかと思うのですけれども、見解を伺います。

農業水産課長 今ほど藤田委員がおっしゃったシソについては、エゴマと同属であり、古くからある植物です。油を取るために品種改良されたものがエゴマで、香味野菜として品種改良されたものがシソだと認識しておりますが、実は昔からあまり近くで育ててはいけないと言われております。

といいますのは、同属なので交雑してしましまして、エゴマにシソが交雑されると、エゴマの実が固くなって油が絞りにくくなるといったようなこともあると聞いております。似たような植物ですが、近くでは栽培できないということもあるので、栽培される方の判断になると思います。

あと、シソの実を取る際は、穂についた花が終わらないうちに取って実を落とす作業が出てきますので、なかなか収穫適期を判断するのが難しいこともあって、大規模に栽培するのは非常に難しいのではないかと個人的には思っております。ただ、珍味といえますか、非常においしいので、合わせて栽培される方も中にはおられるかと思えます。市としては、今後、有機エゴマの油という形で推奨していきたいと考えているのですけれども、シソを選択してつくられる方がいらっしゃっても、それはそれでいいと考えております。

藤田委員 エゴマを大事にする気持ちもよく理解できるのですけれども、シソのような同属のものであれば作り方にも慣れていきますし、技術さえ持っていれば作れますので、耕作放棄地などを利用してまた新たな価値のあるものを作るなどいろいろなことにチャレンジできるように、ぜひバックアップしていただけるよう要望いたします。

- 大島委員 今、塩地区での栽培面積がかなり減っているのですが、減った分、別のものを作っているのでしょうか。
- 農政企画課長 健菜堂が手探り状態でいろいろ進めておられます。定植や直まきで作ったり、定植した苗をまた別の場所に定植したりするなど、空いているところで牧草やキャベツなど新たなものを作って、いろいろチャレンジしておられる状態であります。
- 大島委員 先ほど藤田委員がおっしゃったようにエゴマは簡単に生えるかもしれませんが、雑草を取ったり収穫した後に粒を分類して絞ったりするなど本当に大変で、気が遠くなるような作業だと思います。富山えごま伝道師も言っておられました。本当にこれを有機でブランド化できるのかと心配をしております。除草の機械などをいろいろ開発しておられましたけれども、なかなかできないということで、油と一緒に知恵を絞って頑張ってお進めさせていただきたいと思います。お願いいたします。
- 吉田委員 熊対策について、本年10月17日に熊に襲われたと見られる女性が残念ながら亡くなるということが起きました。実は午後6時頃から女性がいないと家族から警察に通報があり、同時に、午後5時30分に同じ町内から熊が敷地にいるという通報があったと。パトロールは日没一当日の日没が午後5時12分です一で終了したと聞いているのですが、午後5時半頃に熊が発見されたときにパトロールはもう終わっていたのか分ければ教えてください。
- 森林政策課長 その日は午後2時ぐらいから近くで別の熊が出没しておりましたので、それからずっと警戒しておりました。午後5時ぐらいに現地に警察がいる中で発見の情報を聞きましたが、日が暮れたら業務終了というわけではないので、その後も猟友会の方と共にできる限りのことは行っておりました。

吉田委員 警戒やパトロールを行っていたということですね。

森林政策課長 ある程度は行っておりました。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、経済環境委員会農林水産部所管分を終了いたします。  
これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。  
委員各位に御相談申し上げます。  
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。  
これをもって、令和5年12月定例会の経済環境委員会を閉会いたします。



令和5年12月定例会  
経済環境委員会記録署名

委員長 久保大憲

副委員長 柏佳枝

署名委員 藤田克樹

署名委員 大島満